

県民からの意見・提言等

外国人と外国法人の土地所有

発言概要

中国人の日本の土地を買い占めることが問題とされてきた。本県では何らかの実態把握をし対策を考えているか。全て国任せなのか。その国の対応がはかばかしくないため心配になり地方公共団体はどうかと質問をした。不安払拭の為に条例をもって何らかの規制をし外国人が何らかの行為をしたときは何らかの強権を発動できる様にする考えはないか。

回答概要

日本では、国籍を理由とした土地取引の規制は、憲法上の問題と国際的な協定の問題があるため、現状では困難であり、憲法等に抵触しない新たな法整備が必要とされています。一定面積以上の大規模な土地の取引をする場合、国土利用計画法に基づき、都道府県知事等に届出をすることになっていますが、外国人であることを理由に土地取引に規制はしていません。なお、令和7年7月1日より、届出書の記載事項として国籍が追加され、その情報は、国土交通省のホームページで公表される予定です。外国人による土地取引については、国の動きを注視しながら、法令に基づき適切に対応してまいります。

主担当課 : 交通基盤部 都市局土地対策課
電話番号 : 054-221-2223、2224(開発行為等)、054-221-3371(国土法、地価調査等)
FAX番号 : 054-221-3494
メール : tochitaisaku@pref.shizuoka.lg.jp